

最高裁判所 契約監視委員会 議事概要

開催日及び場所	平成25年1月25日(金)最高裁判所中会議室
委員	委員長 野澤 正 充(立教大学大学院法務研究科委員長) 委員 相川 信 一(元会社役員) 委員 深山 雅 也(弁護士)
対象期間	平成23年10月1日～平成24年9月30日
契約の現状等の説明	1 平成23年度下半期及び平成24年度上半期における契約状況について 2 オープンカウンター方式の試行状況について 3 請求書,納品書等の会計書類の管理の状況について 4 官庁契約を取り巻く状況について
個別審議案件 (4件)	契約件名:水戸地方裁判所,水戸家庭裁判所,管内支部及び簡易裁判所における出力環境最適化コンサルティング業務 契約金額:1円 契約締結日:平成24年4月9日 契約方式:性質随意契約(平成23年度の少額随意契約に基づく性質随意契約) 契約庁:最高裁判所
	契約件名:司法研修所外8庁における出力環境最適化コンサルティング業務 契約金額:3,990,000円 契約締結日:平成24年7月6日 契約方式:一般競争入札 契約庁:最高裁判所
	契約件名:録音反訳業務(通常録反及び音声録反) 契約金額:7,533円/h(最低入札価格) 契約締結日:平成24年4月2日 契約方式:一般競争入札(複数価落札方式) 契約庁:最高裁判所
	契約件名:平成24年度図書購入に関する基本契約 契約金額:-円 契約締結日:平成24年4月10日 契約方式:随意契約方式(企画競争方式) 契約庁:最高裁判所

次回抽出委員の指定	相川委員を次回委員会における審議案件抽出委員に指定
委員からの意見・質問，それに対する回答等	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし

(別紙)

質 問 ・ 意 見	回 答
1 平成23年度下半期及び平成24年度上半期における契約状況について ・契約金額自体あるいは1者入札としての割合は平年ベースと比べてどう変化しているか。 2 オープンカウンター方式の試行状況について ・見直し後に契約した業者は、これまで実績のあった業者に比べ新規業者の方が多いか少ないか。 ・市場価格調査のために、あらかじめ既存業者から見積を取得するため、早めに情報を入手できる既存業者が有利になることはないのか。せっかく応募をオープン化したのであるから、既存業者が有利になることのないように注意すべきではないか。 3 請求書、納品書等の会計書類の管理の状況について ・請求書や納品書に日付を記載しない業者は、まだいるのか。	・件数的には1者入札の占める割合は概ね平年並みであり、システム案件が多い傾向も変わりません。 ・システム関係の1者入札件数は若干増加しましたが、大型案件で複数者入札となったため、金額的には減少しました。 ・新規参加業者も増えてきていますが、全体的には既存業者の見積が最安値になる確率が高くなっています。 ・印刷の見積では、基本的に数枚の仕様書と印刷見本を元に見積もるため、公募期間中に十分見積は可能であり、既存業者が有利という訳ではありません。 ・大分改善されてきましたが、システムを利用している業者で日付が固定されてしまうものや、日付を手書きする業者であっても明らかに間違った前日

4 官庁契約を取り巻く状況について ・電子調達システムは，入口から出口までインターネットで行うということか。 ・オープンカウンター方式や図書の購入も電子調達システムで対応可能か。 5 個別審議案件 (1)～(2)一括審議 (1) 水戸地方裁判所，水戸家庭裁判所，管内支部及び簡易裁判所における出力環境最適化コンサルティング業務 (2) 司法研修所外 8 庁における出力環境最適化コンサルティング業務 ・司法研修所外 8 庁の対象庁は，どのような観点で選定したのか。 ・東京などの大きな本庁と地方支部などの小さな庁があり，庁規模の違いが出力環境最適化に影響を与えられる。それぞれの規模に応じた最適化の視点を伺いたい。 (3) 録音反訳業務（通常録反及び音声録	付や後日付が記載されているものもあります。 ・会計に関する様々なシステムも連携させて，今は手作業で行っている作業もシステム化し，帳票等も各府省共通になる予定です。業者の処理は，インターネットとメールを併用する方法が予定されています。 ・基本的には，電子調達システムを利用した処理が可能です，調達期間が短いものはあまり馴染みません。 ・まず，研修施設として司法研修所を選定し，その他の 8 庁は，既存の出力機器の有効活用をできるだけ妨げない庁を各高裁の推薦より選定しました。 ・該当庁の規模だけではなく，管内の支部や独立簡易裁判所の数，各庁の狭隘状況，交通の利便や地域性等の特殊事情も踏まえながら，業者から提案を受ける内容について，最適化の整理をしていきたいと考えています。
--	---

反)

・平成24年度の調達でも8者が予定価格を下回ったということだが、平成25年度以降は、実態を踏まえて予定価格を考えるのか。

(4) 平成24年度図書購入に関する基本契約

・発注から納品まで従前2か月程度要したものが1か月以内になったということだが、それでも、そんなに期間が掛かるのかという素朴な疑問がある。期間短縮について、他に何か余地はないのか。

6 検査・監督職員の業務について

・このテーマに関して、裁判所ではどのような問題意識を持っているのか。

・平成24年度の調達から通常録反と音声録反を一括調達したため、もう1年は今回同様の考え方を踏襲する予定です。

・各部署の要望を係が受け付けてから納品までに1か月という趣旨ですが、契約上は、発注から納品までは14日以内を期限としていますし、実際には、期限より前の7日から10日程度で納品がなされています。各部署の要望を受けてから、係では、要望された本の必要性や予算状況を調査するため、全体では1か月弱必要となってしまう。

・裁判所の職員には、文系の人間が多いため、特にシステム関係については、何処まで正確に検査・監督業務が行えるかというような問題があります。例えば、検査時に発見されない瑕疵の問題が生じた場合に検査・監督職員にどこまで責任を負わせられるのかといった点についても、若干の疑問があります。

なお、4月に検査・監督職員を集めて検査・監督事務についての一般的事項の説明会を実施しておりますが、システム関係の内容については専門的な事項を含むため、どのような視点でどのように検査・監督をしていくべきかという部分までは十分伝えられてい

・ 検査職員や監督職員は，全ての契約について任命しなければならないのか。 ・ 樹木の剪定業務では，監督職員はどのような監督を行うのか。 ・ 検査・監督職員に対する責任追及といっても，例えば瑕疵によって損害が発生して，検査・監督職員が責任追及されるというのはいかなるものか。検査の見落としなどミスがあった場合には，別の意味での責任追及として何らかの職務上の責任，けん責とか降格とかあるかもしれないが，責任追及の「責任」というのも，多義的なものではないか。 ・ 確かに，究極的には重大な瑕疵があった場合に問題が生じることになるが，何が重大な瑕疵と言えるかが問題。システムであれば，実際に使用してみないと瑕疵も出てこないし，使用開始当初は問題なく，しばらくして瑕疵が発見されることもあるので，見えない瑕疵を発見することはなかなか難しいと思う。 ・ 物品の契約であれば，数量がきちんと納品されていることは検査確認できる。ただし，性能となると使ってみなくては分からないところがあり，性能に関しては瑕疵担保の問題であり，それは業者が負うもので，検査ができなくてもやむを	いと思っており，今後も何らかの説明を検討する必要があると思っています。 ・ 検査職員は，全ての契約について任命する必要がありますが，監督職員は請負契約等の役務契約のみ任命します。 ・ あらかじめ剪定範囲等を指示して，何メートル以上の部分を剪定するとか，枝払いはこのようにするなど具体的に指示ができますし，目で見ているのでその場で細かな指示もできます。 ・ 責任を問う前提として，具体的にどのように検査を実施すればよいのか，このような検査を行えば問題なく検査確認ができると検査職員に指導できないところに悩みがあります。
---	--

得ない。簡単に検査できるにも拘わらず検査をしなかった場合は別として、システムに関しては限界があるように思われる。検査・監督については、法令上「必要な監督」、「必要な検査」と規定されているが、「必要な」という部分に重きを置いて解釈するのではないか。

・抽象論的には、誰しも、きちんと検査・監督することに異論はないと思われる。しかし、システムのように一見して分からないものを杓子定規に検査・監督しろと言われても、無理がある。契約業者と別の専門業者にチェックさせれば可能かもしれないが、そのために多大なコストを要するため、本末転倒になる。近年の専門化・高度化した業務に関していえば、法令を杓子定規に当てはめるのではなく、それなりの適用をするということが当該法令の予定しているところではないか。そのまま適用できる部分もあるが、合理的で相当な範囲で当てはめる部分もあってよい。ましてや、損害賠償責任を個人に負わせて、それで是正されるものでもないため、業務の内容に応じて検討するものである。

・検査・監督に関して、裁判所の中にそれらを監視するような別なセクションはあるのか。

・基本的には、システム化する業務に精通した職員のいるセクションが、企画から検査・監督を行います。契約セクションである用度課職員が検査職員になることもあります。

・今年の４月には先程説明した検査・監督職員を集めた説明会に引き続いて、CIO補佐官を講師として、システム開発に関する基本的な講義をしていただく予定であり、これを機会に少しでも各職員にスキルアップして欲しいと考えています。

・会計法第29条の11では「契約の適正な履行を確保するため必要な監督」とあり、この「適正な履行を確保するため」が目的であるが、そこには先ほどの品質や隠れた瑕疵といったものも含まれているのか。例えば、売買契約の場合には、同条2項にあるように「その受ける給付の完了の確認」となっており、きちんと納品されましたということで給付の完了ということになり、適正な履行ということにもなる。給付の完了時に明らかに壊れているとか、部品が欠けているとかがあればそれはきちんと検査しないといけないと思うが、それを超えて、例えば、コピー機が何万枚刷れるというのが本当はそこまで刷れなかったというケースは、この法令では予定していないと読める。「適正な履行」という点で性能面などの中身まで求めているのか。もちろん、明らかな瑕疵や仕様が違う物の場合は別として、一見仕様どおりの物が納品され、一応きちんと動作しているのであれば、その後に何かあったからといって検査職員に賠償責任を負わすのでは大変だと思うし、酷だと思う。そこまでの検査は、実質不可能だと思うし、会計法もそこまで中身について求めるというのもおかしいと思う。

・会計法も戦後まもなく作られており、そこまで想定しているとも思えない。目で見える範囲で確認できればいいのではないか。

・法律なので勝手に解釈するわけにはいかないが、会計法がそこまで中身についてまで要求しているとは思えない。契約であるからきちんと履行されていればそれでいいのではないか。

・開発の段階で、発注者としてどのようなものを作ってほしいというのを明確にして、その後は定例会等で綿密に打ち合わせを行い、一定の成果物として提出させるというのが実際には限界

・今、検査・監督というのは厳しくなっているが、それは仕様とか値段とか、きちんと納品されているかなどの「預け」の問題についてすごく厳しくなっている。しかし、中身について、特に今の機械というものは使ってみないとわからないから、そこまでは求められていないのではないか。ただし、厳しい情勢であるから、きちんと仕様どおりであることを確認するなどはないといけない。

であると思っております。確かに、発注者も緊張感をもって業務に当たったにも拘わらず、使ってみたら動かなかったというような場合まで、責任を負わせるということには疑問が残るところです。

・我々会計職員でなく、他の事務を担当する職員に検査・監督を委任する場合、どこまで責任を負わせるのかについて、検討していかなければいけない状況です。今回いただいたご意見を参考にさせていただきたいと思います。